

第4章 人 事

○松山衛生事務組合職員定数条例

制 定 昭和41年6月23日条例第8号

改 正 平成19年3月1日条例第1号

改 正 令和2年3月12日条例第2号

(定義)

第1条 この条例で職員とは、松山衛生事務組合に勤務する一般職の職員（臨時的に任用された職員（臨時の職に関するものに限る。）及び非常勤職員を除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、20人とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月2日から適用する。

付 則（平成19年3月1日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月12日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。